# 人事院規則一〇―一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等） （平成十年人事院規則一〇―一〇）

#### 第一条（趣旨）

この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第二条（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

セクシュアル・ハラスメント

###### 二

セクシュアル・ハラスメントに起因する問題

#### 第三条（人事院の責務）

人事院は、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、各省各庁の長がセクシュアル・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

#### 第四条（各省各庁の長の責務）

各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

##### ２

各省各庁の長は、当該各省各庁に属する職員が他の各省各庁に属する職員（以下「他省庁の職員」という。）からセクシュアル・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該他省庁の職員に係る各省各庁の長に対し、当該他省庁の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他省庁の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。

##### ３

各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

#### 第五条（職員の責務）

職員は、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

##### ２

職員は、次条第一項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

##### ３

職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### 第六条（職員に対する指針）

人事院は、セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項について、指針を定めるものとする。

##### ２

各省各庁の長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

#### 第七条（研修等）

各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

##### ２

各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

##### ３

人事院は、各省各庁の長が前二項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるセクシュアル・ハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

#### 第八条（苦情相談への対応）

各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。

##### ２

相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

##### ３

職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行うことができる。

##### ４

人事院は、職員以外の者であって職員からセクシュアル・ハラスメントを受けたと思料するものからの苦情相談を受けるものとし、当該苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事院事務総局の職員のうちから、当該苦情相談を受けて処理する者をセクシュアル・ハラスメント相談員として指名するものとする。

#### 第九条（苦情相談に関する指針）

人事院は、相談員がセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

##### ２

各省各庁の長は、相談員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

# 附　則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年二月九日人事院規則一〇―一〇―一）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年四月一日人事院規則一〇―一〇―二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年四月一日人事院規則一〇―一〇―三）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。